

公園駐車場使用料等の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、高槻市都市公園条例（昭和52年3月31日条例第15号。以下「条例」という。）に規定する駐車場を使用する場合において、条例第18条に規定する使用料及び利用料金（以下、「使用料等」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 駐車場利用の際の使用料等の減免を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者。

(2) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付厚生省発児156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下、「療育手帳」という。）の交付を受けた者、又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障がい者と判定された者。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 前各号の障がい者が乗車した自動車を運転する者。

(証明書類の提示)

第3条 前条各号に該当する者が減免を受けようとするときは、使用料等精算前に次に掲げる証明書類を窓口で提示し、職員の確認を受けるものとする。

(1) 第2条第1号に該当する場合にあっては身体障がい者手帳又は障がい者手帳スマートフォンアプリ「ミライロID」（以下「アプリ」という。）

(2) 第2条第2号に該当する場合にあっては療育手帳又はアプリ、又は知的障害者更生相談所若しくは児童相談所が発行する証明書、又はこれらに準ずる書類

(3) 第2条第3号に該当する場合にあっては精神障がい者保健福祉手帳又はアプリ

(4) 第2条第4号に該当する場合にあっては同乗する障がい者が所持する前各号のいずれかの証明書類

(減免する額)

第4条 減免する額は、条例別表第3に規定する使用料等の5割に相当する額とし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は平成24年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成 31 年 3 月 23 日から実施する。

附 則

この要綱は令和 3 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。